

臨時会における請願・陳情の取り扱い（案）

1 臨時会の付議事件とする請願・陳情

令和4年第1回市会臨時会に付議される議案等の趣旨に関する請願及び陳情（横浜市会請願及び陳情取扱要綱第13項に該当する委員会付託する陳情）については、臨時会の付議事件とする。

2 受理期限

令和4年6月16日（木）

3 その他

- ・対象となる請願・陳情が提出された場合は、締め切り後速やかに、議長から市長宛てに、臨時会の付議事件として追加するための告示を依頼する。
- ・その他の取り扱いについては、横浜市会会議規則及び横浜市会請願及び陳情取扱要綱の規定による。